

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
中野区は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
中野区長

公表日
令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、受給資格者・配偶者・扶養義務者の管理を行い、児童扶養手当を支給する。 この業務を行うに当たり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。 ・児童扶養手当の認定請求の受理、審査 ・児童扶養手当の認定請求の審査結果に係る請求者等への通知 ・各種請求、届出の受理、審査、審査結果に係る請求者等への通知 ・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金対応 ・公金受取口座情報の管理等
③システムの名称	子育て相談支援システム(児童扶養手当システム)、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、中野区番号連携サーバ、マイナポータル サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

児童扶養手当受給情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表56、135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第3条第3項第1から3号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令表第2条の表 第2条81の項及び第83条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども教育部子育て支援課
②所属長の役職名	子ども教育部子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	中野区子ども教育部子育て支援課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	中野区子ども教育部子育て支援課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、照会結果については、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしており、特定個人情報を含む書類は必ず施錠可能な書棚に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、委託事業者と特定個人情報を含む書類を受け渡しする際は、受け渡し表を作成し、受け渡しの記録を残している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(追加)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条第1項		
	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要、③システムの名称、3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	・公金受取口座情報の管理等 ・中野区番号連携サーバ ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第3条第3項第1から3号		
令和5年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数の計数時点	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点		
令和7年1月22日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表第一の37の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項及び別表56,135の項	事後	
令和7年1月22日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 19条別表第二の57の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条第1項	番号法第19条第8号に基づく主務省令表第2条の表 第2条81の項及び第83条	事後	
令和7年1月22日	7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	中野区子ども教育部子育て支援課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号 電話03-3389-1111(代表)	中野区子ども教育部子育て支援課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)	事後	
令和7年1月22日	Ⅱしきい値判断項目 1、2 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年1月22日	Ⅳリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手)(提供)	十分である	事後	
令和7年1月22日	8人手を介在させる作業 11最も優先度が高いと考えられる対策		【様式改正による新規項目】	事後	

[illegible]